

第4節 良好な地質環境の保全

1 現況と課題

私たちの大地は、大気や水とともに物質やエネルギーを循環させる役割を担うとともに、天然資源の保有、保水や地下水の形成、多種多様な生物の生態系の維持などの重要な役割も担っています。

地盤沈下は、直接的被害として抜け上がりや*不等沈下による建造物への被害、間接的被害として低地帯化による洪水時の浸水被害等の影響を与えますが、ゆっくり進行するため公害として認識されにくい反面、一度、発生すると回復が困難であるなど他の公害と異なる側面を持っています。

地下水は、飲用水、工業用水、農業用水等身近な水資源として広く活用されており、地下水を良好な状態に保全することは私たちに課せられた責務です。

もし、地下水が揮発性有機化合物や重金属などでいったん汚染されると、これを浄化することは容易ではなく、多額の費用と非常に長い年月を要することから、地下水汚染の未然防止を図り、「県民の貴重な水資源」として維持していくことが重要です。

土壌は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴があります。

土壌汚染による影響としては、人の健康への影響や、農作物や植物の生育阻害、生態系への影響などが考えられます。

特に人の健康への影響については、汚染された土壌に直接接触したり、口にしたりする直接摂取によるリスクと、汚染土壌から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどの間接的なリスクが考えられます。

(1) 地盤沈下の状況

一般的に地盤沈下は、地下水の過剰採取、*天然ガスかん水の採取、構造物等による*圧密、*沖積層の自然圧密等が原因となって起こります。

地下水は生活用水、工業用水、農業用水などとして容易かつ安価に採取できるため、生活水準の向上、各種産業の発展等による水需要の増大や深井戸さく井技術の発達に伴って大量の地下水が採取されるようになり、広い地域で地盤沈下が発生してきました。

本県の場合は地下水採取と天然ガスかん水の採取が主な原因となっています。

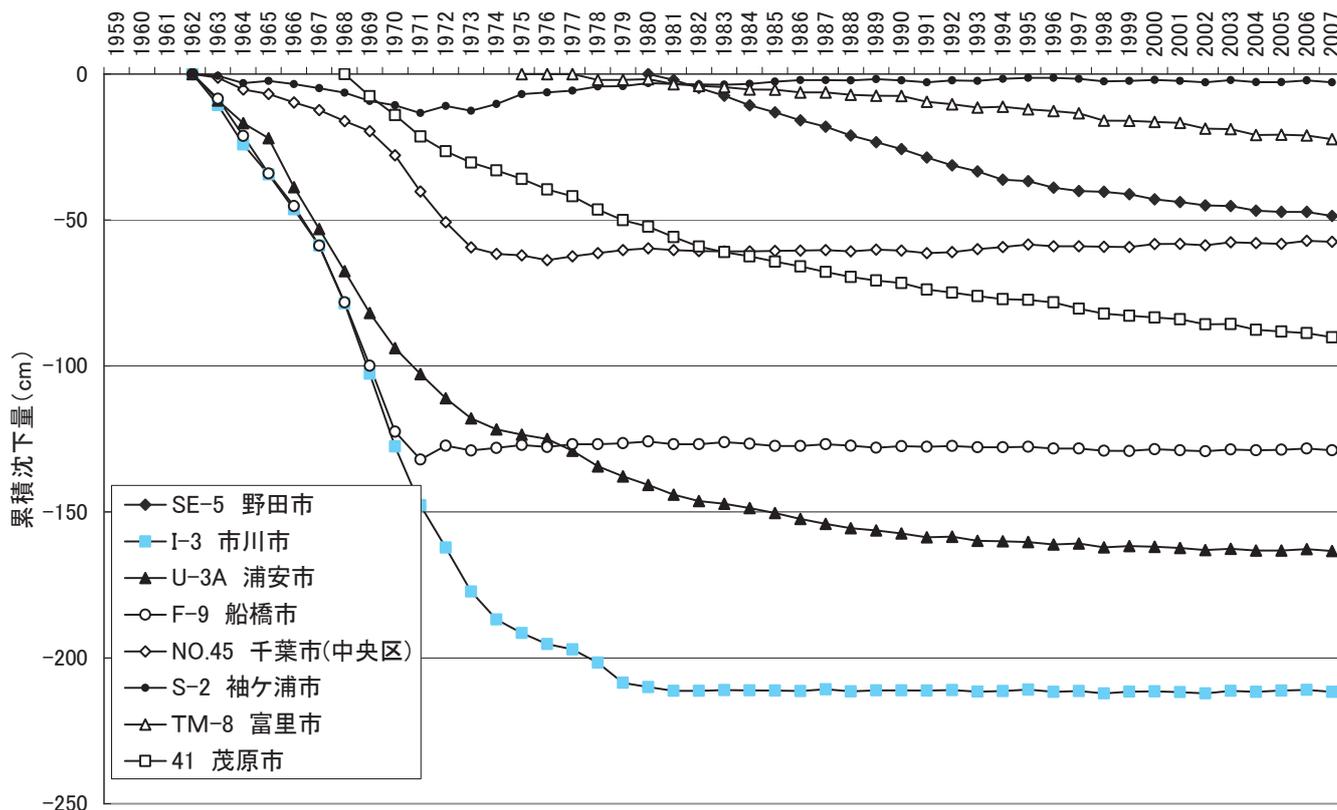
ア 地盤沈下の推移

地域別に地盤沈下の推移を見ると、東葛、葛南、千葉・市原、君津地域では、急激な産業の発展、人口の増加に伴う地下水の採取量の増加や天然ガスかん水採取量の増加により、昭和40年代には年間20cmを超える沈下地域が出現していましたが、工業用水法、県公害防止条例等の法令や公害の防止に関する協定等による地下水及び天然ガスかん水の採取規制・指導、葛南地域における可燃性天然ガス鉱区の買い上げ等の効果があらわれ、5年ごとの累積沈下量の比較では、一部の地域においては沈下が継続しているものの、全体的には沈静化の傾向を示しています。

北総地域では、近年、地下水採取量は減少傾向にありますが、一部地域では地盤沈下が継続しており、最近の5年間においても年間2cm以上の沈下が見られる地域もあります。

九十九里地域では、昭和48年までは毎年10cm前後沈下していました。現在も、沈下量は減少したものの広範囲に沈下が継続しており、一部地域では年間3cm程度の沈下が見られる年もあります(図表4-4-1)。

図表 4-1-1 主要地点の経年水準点変動量



イ 地盤沈下の状況

地盤変動の状況を監視するため国土地理院の協力を得て、昭和 35 年から毎年精密水準測量を実施しています。

19 年の変動量調査面積は 3,204.7km²であり、このうち地盤沈下した地域の面積は、3,004.2 km²で 18 年の 1,154.0 km²に比べ増加しました（図表 4-4-2、4-4-3）。

また、地盤変動量別面積で見ると、年間の沈下量が 2 cm 未満の地盤沈下面積は、18 年の 1,142.3km²に対し 2,942.8km²に、沈下量 2 cm 以上 4 cm 未満の地盤沈下面積は、18 年の 11.7km²に対し 61.4km²に、それぞれ増加しました。

なお、沈下量 4 cm 以上の地盤沈下地域は見られませんでした。

19 年の地点別の沈下量を見ると、九十九里地域の東金市松之郷 (TO-20*水準点) が 18 年に続いて最大で、その沈下量は 2.80cm でした。

図表 4-4-2 平成 19 年 地域別・変動量別面積

単位：km²

地域※	地盤変動調査面積	沈下量(cm)別地盤沈下面積				地盤沈下 がみられない地域
		～1.99	2.00～ 3.99	4.00 ～	計	
東葛	358.2 (358.2)	358.2 (2.1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	358.2 (2.1)	0.0 (356.1)
葛南	253.9 (253.9)	253.9 (5.6)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	253.9 (5.6)	0.0 (248.3)
千葉・市原	617.7 (617.7)	606.1 (129.3)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	606.1 (129.3)	11.6 (488.4)
君津	264.3 (264.3)	168.3 (47.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	168.3 (47.0)	96.0 (217.3)
北総	643.8 (643.8)	635.8 (103.6)	8.0 (0.0)	0.0 (0.0)	643.8 (103.6)	0.0 (540.2)
九十九里	1,066.8 (1,066.8)	920.5 (854.7)	53.4 (11.7)	0.0 (0.0)	973.9 (866.4)	92.9 (200.4)
合計	3,204.7 (3,204.7)	2,942.8 (1,142.3)	61.4 (11.7)	0.0 (0.0)	3,004.2 (1,154.0)	200.5 (2,050.7)

注) () 内は平成 18 年

※東葛地域：野田市，柏市，流山市，我孫子市，松戸市

葛南地域：浦安市，鎌ヶ谷市，市川市，船橋市，習志野市，八千代市

千葉・市原地域：千葉市，四街道市，市原市，長柄町

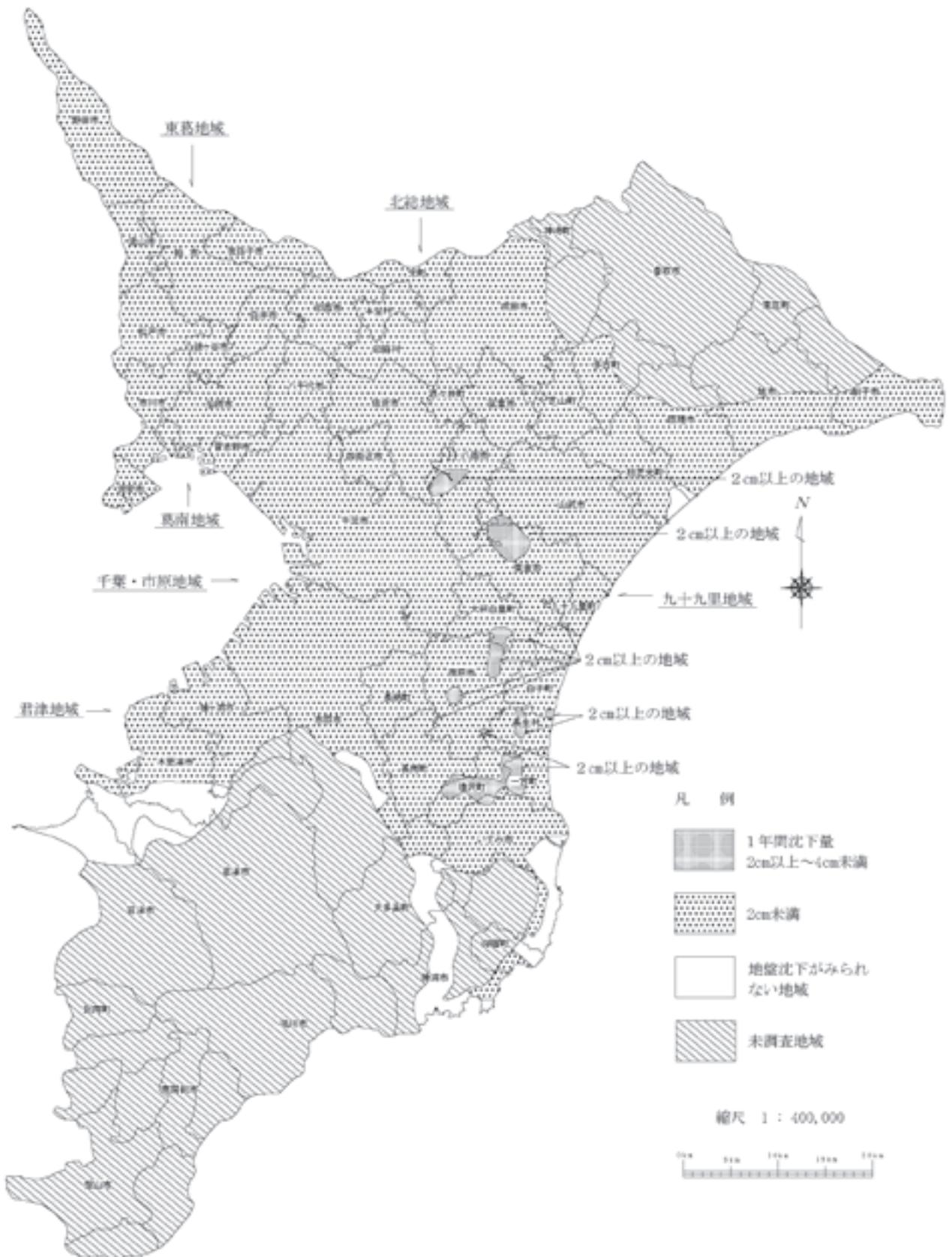
君津地域：袖ヶ浦市，木更津市，君津市，富津市

北総地域：成田市，栄町，本埜村，印西市，白井市，印旛村，

佐倉市，酒々井町，富里市，芝山町，八街市

九十九里地域：銚子市，多古町，旭市，匝瑳市，横芝光町，山武市，東金市，九十九里町，大網白里町，白子町，茂原市，長生村，長南町，一宮町，睦沢町，いすみ市，大多喜町，勝浦市，御宿町

図表 4-4-3 千葉県水準基標変動図（1年間変動図）
（平成19年1月～平成20年1月）



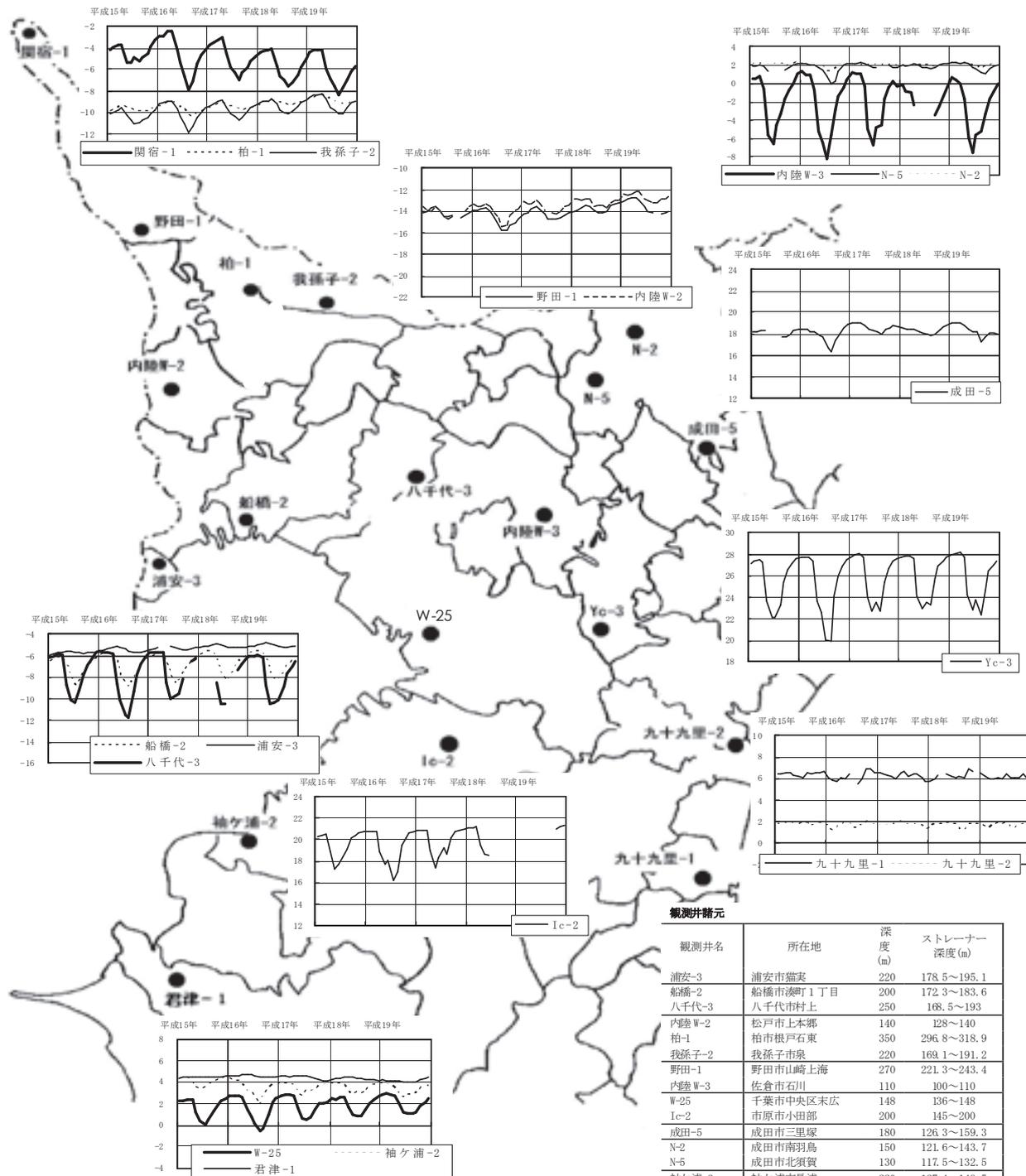
(2) 地下水位等の変動状況

地下水は、雨水や河川水等の地下浸透により補給されますが、この浸透は極めて緩慢なため、補給量以上に地下水を採取すると地下水位が低下し、これに伴い地層が収縮し、地盤沈下発生

の原因となります。

このため、県では27市町村81か所に131井(うち*地盤沈下観測井を兼ねるもの53井)の観測井を設置し、地下水位及び地層収縮量の観測を行っています(図表4-4-4)。

図表 4-4-4 地下水位変動状況図(測定期間:平成15年~平成19年)



(注) 1. 各月の平均水位の標高値(TP)を連続表示したものです。
2. W-25(末広-2)観測井は千葉市観測の値(提供)

ア 地下水位の変動状況

地下水位は、急激な都市化、工業化の発展に伴う過剰な地下水採取により低下しましたが、工業用水法を始めとする法令等に基づく地下水の採取規制及び地下水から表流水への水源転換等による効果があらわれ、徐々に上昇しており、千葉・市原地域を中心として自噴井も再び見られるようになってきました。

イ 地層の収縮

地盤沈下が地層のどの部分で生じているかを知る手がかりを得るため、地盤沈下観測井による地層別の収縮量の観測を行っています（図表 4-4-5）。

図表 4-4-5 地層変動量（19年）

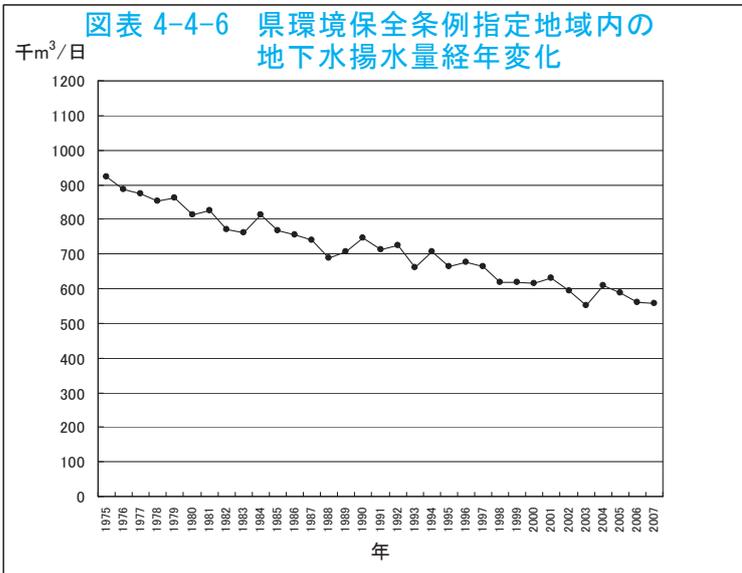
観測井名	井戸深度(m)	変動量(mm)	観測井名	井戸深度(m)	変動量(mm)
野田-2	150	-2.16	市原-1	650	-0.08
我孫子-1	130	-1.94	袖ヶ浦-2	220	-0.18
市川-2	200	-0.73	君津-1	200	-1.72
浦安-1	60	-1.60	成田-4	120	-0.97
習志野-1	145	-1.17	佐倉-1	140	-6.95
千葉-1	480	-2.95	九十九里-4	60	-0.48

(注) 1. 井戸深度に対する変動量であり、変動量は+は膨張したことを、-は収縮したことを示す。
2. 千葉-1（東寺山）観測井：千葉市観測の値（提供）

(3) 地下水揚水量の推移及び現状

県環境保全条例の地下水採取規制指定地域内では、法令による地下水採取規制、公害防止協定等の地下水採取削減指導により、地下水揚水量は経年的には減少傾向にあります（図表 4-4-6）。

図表 4-4-6 県環境保全条例指定地域内の地下水揚水量経年変化



19年の地下水揚水量は、556.6 千 m³/日で、18年の 560.7 千 m³/日と比べ若干減少しました。用途別にみると、水道用が全体の 56.4%を占めています（図表 4-4-7）。

また市町村別では、柏市、佐倉市、市原市、八千代市、千葉市、野田市が多い状況です。

図表 4-4-7 条例など規制地域内地下水揚水量

(単位：千 m³/日)

地域	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	計	前年比
東葛	29.2 (30.3)	4.5 (4.4)	78.6 (81.4)	30.8 (30.7)	3.3 (3.2)	146.5 (150.0)	0.98
葛南	9.6 (10.1)	1.3 (1.8)	56.9 (56.4)	16.2 (15.3)	1.7 (1.6)	85.7 (85.2)	1.01
千葉・市原	14.1 (13.3)	3.6 (3.7)	53.8 (53.5)	50.0 (46.5)	1.9 (1.9)	123.3 (118.9)	1.04
君津	5.9 (6.3)	2.7 (1.9)	43.1 (47.1)	21.8 (20.3)	4.7 (5.3)	78.3 (80.9)	0.97
北総	13.6 (14.3)	4.3 (6.1)	81.5 (78.9)	20.1 (23.1)	3.3 (3.3)	122.8 (125.7)	0.98
合計	72.4 (74.3)	16.4 (17.9)	314.0 (317.3)	138.9 (135.9)	14.9 (15.3)	556.6 (560.7)	0.99

(注) 1. () 内は 18 年の揚水量。
2. 揚水量は、年間 365 日で除したものである。
3. 各地域の市町村名
東葛：野田市、柏市、流山市、松戸市、我孫子市
葛南：浦安市、市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、習志野市、八千代市
千葉・市原：千葉市、四街道市、市原市、長柄町
君津：木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
北総：成田市（旧大栄町を除く）、佐倉市、八街市、印西市、白井市、本埜村、栄町、富里市、酒々井町、印旛村、山武市（旧山武町のみ）、芝山町

(4) 地下水汚染の状況

ア 地下水汚染の確認事例

県内の 19 年度末の地下水汚染の確認事例数は 52 市町村で 738 地区であり、そのうちトリクロロエチレン等揮発性有機化合物による地下水汚染が確認されているのは 38 市町の 244 地区、砒素等重金属等による地下水汚染が確認されているのは 40 市町村の 155 地区、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染が 39 市町の 333 地区等となっています。

イ 地下水の水質状況

県は、「水質汚濁防止法」に基づき毎年度測定計画を定め、地下水質の汚濁状況を常時監視しています。

(ア) 概況調査

県下の全体的な地下水質の状況を把握するため、県全域を2 km のメッシュ（場所によっては1 km メッシュ）に分割し、1,354 本（国・政令市を含む）の井戸を5年間で調査しています。

19年度は268本の井戸を測定し、36本の井戸で地下水質の環境基準を超過している（砒素が5本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が30本、ふっ素が1本）ことが確認されました。

(イ) 定期モニタリング調査

地下水汚染が確認された地区における汚染状況を継続的に監視するため、汚染地区にモニタリングのための井戸を選定し、水質を調査しています。

この結果、測定した井戸145本のうち地下水の環境基準値を超過した井戸が114本確認されています。

(5) 地下水の主な汚染原因

汚染原因が特定又は推定された事例では、揮発性有機化合物の汚染は、「工場・事業場（特に洗濯業）」における排水、廃液、原料等の不適正な処理が原因と思われる場合がほとんどです。

また、重金属の汚染源は「自然的要因」、「工場・事業場」が、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染源は「家畜排せつ物の不適切な処理」や「生活排水対策の未整備」、「過剰施肥」等が考えられます。

(6) 土壌汚染の状況

ア 農用地の状況

農用地土壌の重金属濃度については、県内全域の99地点を対象に調査を実施しています。

これまでに「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」に該当する農用地土壌汚染対策地

域はありませんでした。

イ 市街地の状況

「土壌汚染対策法（15年2月施行）」により、使用が廃止された水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査や、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査が義務付けられています（図表4-4-8、4-4-9）。

図表 4-4-8 土壌汚染対策法の状況（政令市を除く）
(20年8月末現在)

有害物質使用特定施設の使用廃止件数（法3条）	65件
調査済み	13件
汚染無し（基準に適合）	6件
汚染有り（指定区域に指定）	7件
汚染の浄化完了（指定区域解除）	1件
土壌汚染状況調査を実施中	0件
確認により調査の執行猶予（ただし書き）	46件
調査の執行猶予の手続き中	0件
調査か確認の検討中	6件
人の健康被害のおそれがあるものとして調査命令した件数（法4条）	0件

図表 4-4-9 指定区域一覧
(20年8月末現在)

指定年月日	指定区域（地番）	面積（㎡）	特定有害物質	指定解除年月日
16年3月30日	我孫子市我孫子 字南飯塚1番1の一部	2,200	ジクロロメタン	16年12月28日
17年5月6日	八千代市大和田新田 字八幡後1097番51,57	339.7	テトラクロロエチレン	
17年10月18日	佐倉市上志津 字矢橋1077番55	133.1	テトラクロロエチレン	
18年8月8日	流山市流山 字東谷945番	967	1・1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトリクロロエチレン	
18年8月8日	鎌ヶ谷市南鎌ヶ谷 四丁目251番3、 251番45から47まで	269	シス-1,2-ジクロロエチレン、 トリクロロエチレン及び テトラクロロエチレン	
20年3月28日	茂原市東郷字富士見 1818番	1,200	砒素及びその化合物、 水銀及びその化合物	
20年3月28日	山武市松尾町 高富旧馬渡 字南細田220番1	252.3	六価クロム化合物、 ふっ素及びその化合物	

2 県の施策展開

(1) 地盤沈下対策の推進

地盤沈下防止対策は、法令に基づく地下水採取規制、東京湾臨海部の工場と締結している「公害の防止に関する協定」及び天然ガス採取企業と締結している「地盤沈下の防止に関する協定」等の地盤沈下防止に関する指導と、地下水の代替水の供給事業及び地盤沈下に起因する併発被害の防止等いわゆる関連対策に分けられます。

これらの諸対策の有機的な連携を図りながら、地盤沈下防止に努めています。

ア 地盤沈下の状況監視

地盤沈下状況を広域的・立体的及び継続的に把握し的確な対策を進めるため、水準測量により地盤変動状況を、また、観測井により地下水位及び地層の収縮状況を監視するとともに地下水及び天然ガスかん水揚水量調査を行って揚水の実態を把握しています。

また、地盤沈下の調査研究用資料及び地質情報提供を目的とした「千葉県地質環境インフォメーションバンク」を整備し、ボーリングデータ等をホームページにより公開しています。

イ 工場・事業場の揚水量の指導

(ア) 規制

地下水については、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「千葉県環境保全条例」に基づき、工業用、建築物用、水道用及び農業用等の地下水の採取を規制しており、これら法令の指定地域（千葉市を含む 25 市 4 町 2 村）では技術基準に適合しない揚水施設の設置は原則として禁止されています。

(イ) 指導

a 公害の防止に関する協定に基づく指導

千葉市から富津市にいたる臨海工業地帯においては、法令による地下水の採取規制に加え、地盤沈下防止対策として、各企業と地下水採取の制限等を定めた公害の防止に係る細目協定を締結し、地下水の採取を可能な限り削減するよう指導してきました。

なお、他に水源がなく例外的に地下水の採取を行っているのは、現在 27 社 31 工場となっています。

b 地盤沈下の防止に関する協定に基づく指導

天然ガス採取については、地盤沈下に対する影響が大きいことから、千葉地域及び九十九里地域の天然ガス採取企業 10 社と「地盤沈下の防止に関する協定」、そのうち 9 社とは「地盤沈下の防止に関する細目協定」をそれぞれ締結し、天然ガスかん水排水量の削減等を指導しています。

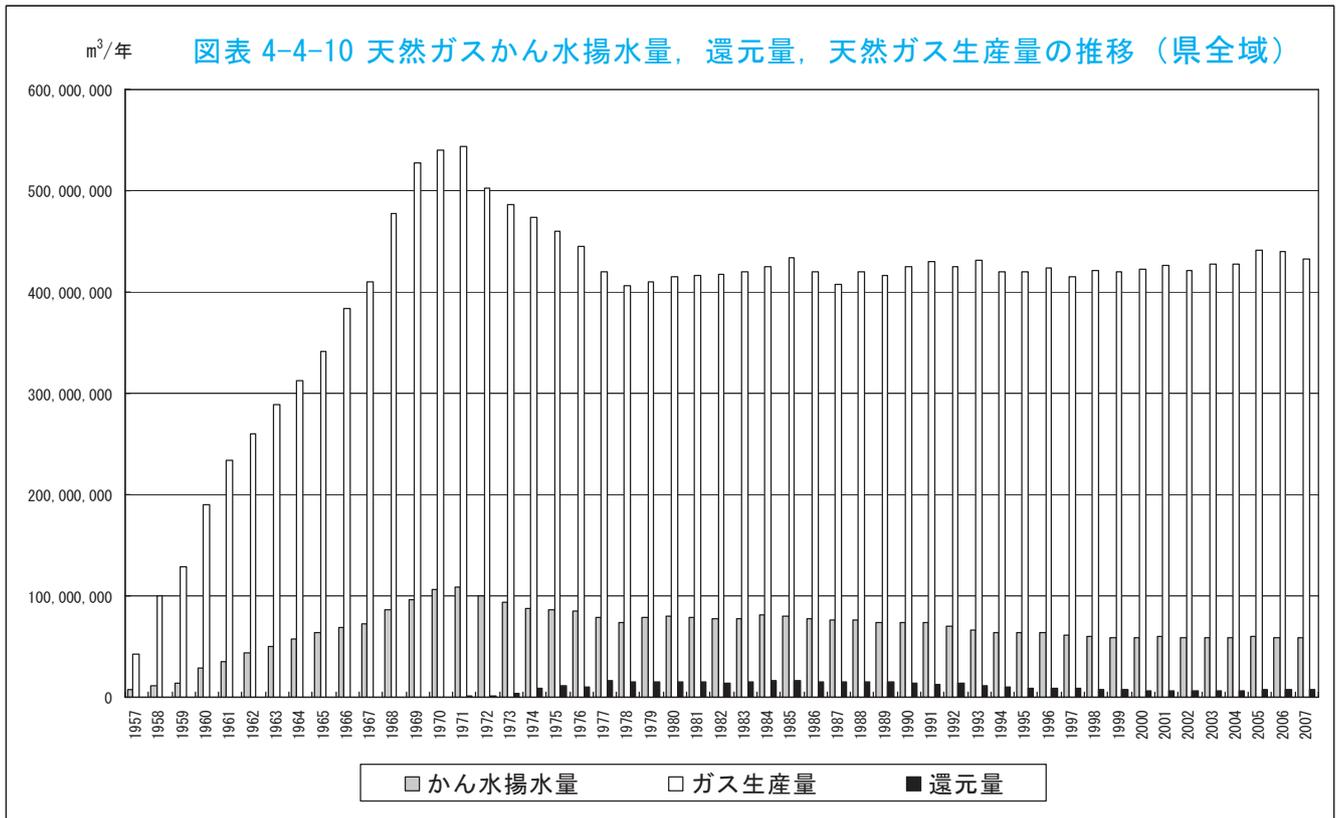
それらの内容としては、①開発地域ごとの地上排水限度量を設定し、その削減を図る、②市街地内や沈下が顕著な地域等では新規のガス井戸の開発をしない等です。

19 年度、細目協定締結企業 9 社のうち天然ガスかん水を採取している 8 社について、協定の遵守状況を確認するため立入調査を実施し、天然ガスかん水の揚水状況、揚水量の把握方法、測定器の作動状況等を調査しましたが、その結果は概ね良好でした。

なお、天然ガスかん水揚水量は微減の状況です（図表 4-4-10）。

c その他の指導

大規模な宅地造成等の開発の事前審査に際し、地下水の保全を図るとともに地下水のかん養を促進するため、透水性の高い舗装や浸透枮等の工法の採用及び地下浸透しやすい緑地等の地区を設けること等を指導しています。



ウ 関連基盤整備対策

(ア) 地下水の代替水源の確保

県の水供給については、県内河川及び利根川水系の水源地開発、水の有効利用促進など幅広い施策をとっていますが、県内河川については本県の地形的制約から多くを望めず、主に利根川水系に依存せざるを得ない状況にあります。

利根川水系の水源地開発は、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」に沿って実施されていますが、ダム等の水資源開発施設の建設は、水源地域対策の多様化や国の財政事情などにより長期を要するため、県は国及び水源県に対して施設の早期完成が図られるよう積極的な働きかけと協力を行っているところです。

県では表流水の確保見込量を勘案しながら、上水道及び工業用水道事業の整備を進めています。

a 上水道の整備

本県の水道事業としては、地盤沈下防止と増加する水需要に対する長期安定水源としての表流水の確保が必要であり、計画的かつ効

率的な水源確保とその有効利用を図るため水道の広域的整備が進められてきました。

この一環として、広域的な水道用水供給事業は、現在6事業が実施されています(図表4-4-11)。

図表 4-4-11 水道用水供給事業の概要

用水供給事業体	給水開始年月	供給先事業体	水源	計画一日最大給水量m ³ /日
九十九里地域水道企業団	52年7月	八匝水道企業団、山武郡市広域水道企業団、長生郡市広域市町村圏組合	利根川水系	194,100
北千葉広域水道企業団	54年6月	千葉県営水道、松戸市等7市	利根川水系	534,200
東総広域水道企業団	56年10月	銚子市等2市1町	利根川水系	45,800
君津広域水道企業団	55年7月	千葉県営水道、木更津市等4市	小櫃川水系	205,000
印旛郡市広域市町村圏事務組合	57年12月	長門川水道企業団、成田市等7市1町1村	利根川水系	166,700
南房総広域水道企業団	H8年10月	三芳水道企業団、鴨川市等4市3町	利根川水系 夷隅川水系	55,060

b 工業用水道の整備

県営工業用水道は、現在7地区で延べ282社に給水を実施しています(図表4-4-12)。

図表4-4-12 県営工業用水道事業の概要

地区名	給水区域	給水能力 (全体計画) m ³ /日	工期 (年度)	備考
東葛・葛南	市川市、船橋市、松戸市、習志野市、千葉市の一部	127,200	S41~H5	地盤沈下対策
千葉	千葉市、市原市、袖ヶ浦市の一部	125,000	S42 ~S49	基盤整備事業
五井市原	市原市の一部	120,000	S34 ~S39	〃
五井姉崎	佐倉市、市原市、袖ヶ浦市の一部	401,760	S37 ~S45	〃
房総臨海	千葉市、木更津市、佐倉市、市原市、茂原市、袖ヶ浦市の一部	280,000	S45~	〃
木更津南部	木更津市、君津市、富津市の一部	206,000	S42 ~H元	〃
北総	成田市の一部、芝山町の一部、横芝光町の一部	1,600	H4~H5	〃

これらの工業用水道事業は、工業開発に伴う産業基盤の整備を図ることを目的とする一方、地盤沈下の進行する地域には、地下水の代替水源として表流水を供給する地盤沈下対策として整備が進められてきました。

東葛・葛南地区工業用水道事業は、地盤沈下対策としての事業であり、約12.7万m³/日の供給能力を持ち、約11.3万m³/日の工業用水を延べ113社に供給しており、地盤沈下防止に効果を発揮しています。

(イ) 併発災害対策

a 港湾海岸高潮対策事業

地盤沈下地域においては、高潮により大きな被害が生じることが予想され、高潮被害の防止対策は、地下水汲上げ規制などの地盤沈下防止対策と並んで重要です。

県内の港湾関係海岸7海岸のうち、千葉港海岸及び木更津港海岸では、背後に人口集中地域を有し、高潮時には浸水により大きな被害が予測されるため、高潮護岸や水門及び排水機場等の整備を行っています(図表4-4-13)。

図表4-4-13 港湾海岸高潮対策事業の概要

[千葉港海岸] (単位:百万円)

年度	事業費	事業の概要
37~14	27,266	排水機場11基、水門18基 陸閘59基、護岸・胸壁1式の 整備および改修
15~19	1,047	陸閘・胸壁の高上 排水機場の改修、護岸の補強

[木更津港海岸] (単位:百万円)

年度	事業費	事業の概要
41~14	4,584	排水機場1基、水門5基 陸閘13基、護岸・胸壁1式の 整備および改修
15~19	1,080	排水機場1基(整備) 水門1基(整備) 胸壁・護岸の補強、嵩上げ

b 地盤沈下対策河川事業

葛南地区(浦安市、市川市及び船橋市)は、地形的に平坦であるため、過去の地盤沈下によりゼロメートル地帯が分布し、平常の満潮時や小降雨によっても河川の流下が妨げられ、低地にある工場・住宅等で浸水の被害が生じるおそれがあります。

このような地盤沈下による低地の内水排除を行うため、河道等の整備を行っています(図表4-4-14)。

図表4-4-14 地盤沈下対策河川事業(国庫補助)

(単位:百万円)

年度	事業費	事業河川
46~16	20,753	真間川、秣川、境川、猫実川、海老川、堀江川、高谷川
17	30	境川
18	440	境川、高谷川
19	300	境川、高谷川

c 地盤沈下対策補助事業

県内で地盤沈下が生じている地域の内水排水対策として関係市町村が実施する排水機場及び導水路の建設に対し、県は補助金を交付し、その促進を図っています(図表4-4-15)。

図表4-4-15 地盤沈下対策河川事業(県費補助)

(単位:百万円)

年度	事業費	事業河川
43~16	5,131.45	浦安市、市川市、船橋市、一宮町、白子町、大網白里町、成東町、茂原市、小見川町、睦沢町
17	28	小見川町、白子町
18	17.6	香取市
19	16	香取市

d 地盤沈下等への農林事業

九十九里地域で地盤沈下や上流域の開発行為により湛水被害等が生じている地域において排水機場や排水路等の修復事業を国、県、市町村の負担により県が実施しています(図表 4-4-16)。

図表 4-4-16 九十九里地域における湛水防除事業

区分	地域数	関係市町村	受益面積 (ha)	事業費 (千円)
完了地区	22 地区	5 市 6 町 1 村	3,740.4	21,569,108
実施中地区	7 地区	4 市 3 町 1 村	598.8	11,185,520 (うち20年度) 1,310,000
完了、実施中 関係市町村 (6市6町1村)	匝瑳市、横芝光町、山武市、旭市、東金市、 九十九里町、大網白里町、白子町、茂原市、 長生村、一宮町、睦沢町、いすみ市			

エ 今後の対策の検討

全国的な地盤沈下の状況は沈静化に向かっていますが、千葉県においては一部地域において依然として地盤沈下が継続しています。

そこで、18年度から学識経験者からなる千葉県地盤沈下対策専門委員会の助言を受けながら、新たな地盤沈下対策について検討を開始しました。

20年度からは、この委員会を千葉県地質環境対策専門委員会に改組し、今後の地質環境保全対策の検討を行っています。

(2) 地下水保全対策・土壌汚染対策の推進

元年に地下水質の保全を目的に制定した「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」は、施行から20年が経過し、この間、「環境基本法」、「水質汚濁防止法」、「土壌汚染対策法」及び「千葉県環境保全条例」等の法令が整備され、指導要綱により指導してきた内容が関係法令の規定に盛り込まれ、地下水汚染対策及び土壌汚染対策を推進するための制度が整えられてきたため、19年度末をもって廃止しました。

なお、地下水汚染対策及び土壌汚染対策については、法令に定められた基準を遵守し、事業者が自主的に取り組む際の具体的な対応方法を定めた「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」を20年7月に制定しました。

ア 地下水の水質の監視

20年度以降は、従来の調査内容(概況調査、定期モニタリング調査)に、発生源監視調査を加え、水質汚濁防止法の特定施設で有害物質を使用している特定事業場内もしくは周辺の井戸を調査することで、より効率的な地下水質の監視に努めます。

イ 地下水汚染確認時の対応

飲用井戸において地下水の汚染を確認したときは、県は、速やかに井戸の所有者に対する飲用指導を行います。

また、市町村は、周辺の井戸の利用状況等を調査し、関係する住民に地下水汚染の状況等の周知を図るとともに、汚染の実態に応じた対策を行います。

ウ 地下水の汚染防止対策

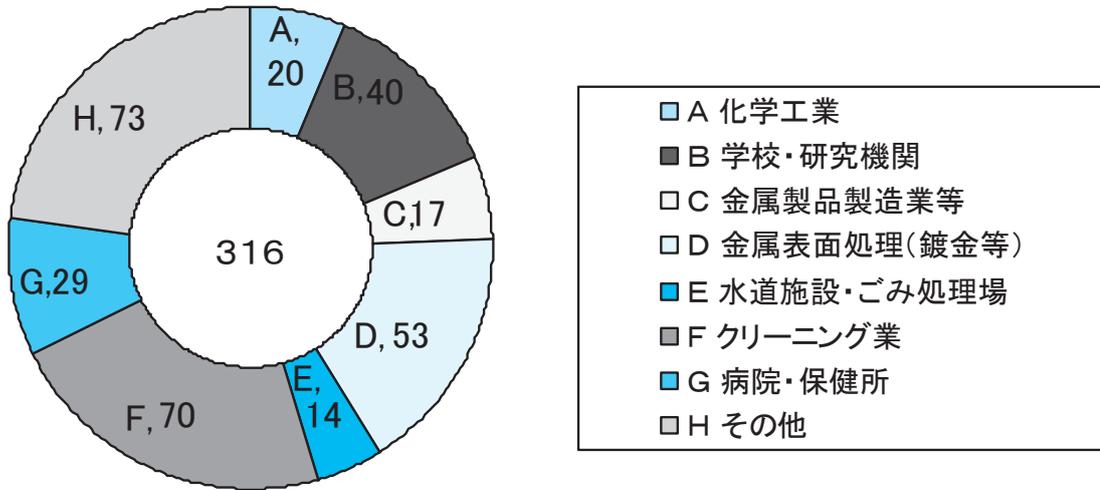
(ア) 事業者指導

県は、地下水の汚染防止及び汚染除去対策の推進を図るため、「水質汚濁防止法」、「千葉県環境保全条例」及び「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」に基づき、有害物質使用特定施設の工場又は事業場の指導、地下水質の監視、地下水汚染が判明した場合の飲用指導、汚染機構解明調査及び汚染の除去対策を市町村と協力して実施しています。

なお、20年3月現在で水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の届出件数は316事業場となっています。

主な業種別届出状況は、クリーニング業22.1%、金属表面処理業16.8%、学校・研究機関12.7%、化学工業6.3%、金属製品製造業5.4%、水道施設・ごみ処理場4.4%等となっています(図表 4-4-17)。

図表 4-4-17 水質汚濁防止法に基づく特定施設事業場の届出状況



生活環境

(イ) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水の汚染防止対策

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、他の項目に比べ環境基準超過率が高い状況が続いており、このため、15年度から19年度にかけ、モデル地区3箇所を選定し、土壌の汚染状況を把握するための汚染機構解明調査を行いました。

その結果、家畜排せつ物の不適正処理や畑地への過剰施肥が主な原因のひとつであると考えられることから、県内の汚染地区で効果的な対策を行うための体制を整備しているところです。

エ 汚染地下水の浄化対策の推進

揮発性有機化合物による汚染が確認された市町村のうち、19年度は、成田市ほか7市町が実施した汚染機構解明調査及び旭市ほか10市町が実施した曝気処理装置等による汚染除去対策に対して助成を行うとともに、特定事業場による汚染と考えられる地域に係る汚染原因究明調査を、佐倉市ほか3市への委託により実施しました。

また、市町村が実施する汚染防止対策が円滑に推進されるよう技術的援助を行います。

オ 土壌汚染対策の実施

(ア) 農用地の対策

農用地の重金属等の蓄積防止の管理基準として、土壌中全亜鉛含有量が120mg/kgと定められており、汚泥肥料等については、「肥料取締法」で、含有を許される有害成分の最大量が定められています。

県では、下水・し尿汚泥等の施用基準を定め、重金属類の蓄積等が発生しないよう周知しています。

(イ) 市街地の対策

土壌汚染による人の健康被害を防止するため、有害物質使用施設の廃止時等に土壌の汚染状況の調査を実施し、指定基準を超過した場合、県は指定区域に指定すること、また、指定区域における土壌汚染の除去等の措置や土地の形質変更が制限されることなどが「土壌汚染対策法（15年2月施行）」により求められています。

また、「千葉県環境保全条例」及び「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」により、事業者には有害物質の使用、製造、貯蔵等の適正な管理を求めています。